

「国体1年前イベント」 猿島地域体育祭で国体ダンス披露



11月3日、猿島中学校にて、「猿島地域体育祭」が盛大に開催されました。当日は好天に恵まれ、2496人（27行政区）の選手のみなさんが参加。体育祭は、毎年11月3日「文化の日」に行われ、今年で46回目となります。今年、小池麻比呂さん（猿島中2年）に開会宣言を行っていただくなど、

より地域のみなさんに楽しんでいただくため、毎年趣向を凝らして開催しています。また会場では、国体1年前イベントとして、選手のみなさんやスポーツ推進委員、猿島中学校ボランティア、守谷市・常総市・坂東市ハンドボール競技運営ボランティアである商工会「華組」の協力のもと、総勢500人による国体ダンス「いきいきゆめダンス2019」を踊っていました。

「いきいき茨城ゆめ国体2019」ハンドボール競技開催までいよいよ1年。市内各種イベントにおいても、茨城国体の積極的なPR活動を実施しています。45年ぶりに開催される茨城国体の成功に向け、市全体で盛り上げましょう！



猿島地域体育祭
「いきいきゆめダンス2019」



事業所交流会 国体PRブース



坂東ハロウィーン仮装コンテスト
国体マスコット「いばラッキー」

課税課から 固定資産税についてのお知らせ

■ 家屋を取り壊したときは課税課までご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。家屋を取り壊したときは課税課までご連絡ください。現地を確認させていただき、台帳から抹消させていただきます。連絡をいただけない場合や、賦課期日を過ぎてしまった場合は、翌年度も課税されてしまうことがあります。

なお、固定資産税は毎年1月1日に存在するものに課税されますので、年の途中に家屋を取り壊しても、その年度は税金を納めていただくこととなります。

■ 家屋を取り壊すと土地の税額が上がることも

土地に一定の要件を満たす家屋がある場合、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されます。このため、要件を満たしていた家屋を取り壊すと税額の軽減もなくなり、税額が上がる場合がありますのでご注意ください。居住のための一定の要件を満たす家屋がある場合、200㎡までの部分は小規模住宅用地として税額の計算のもととなる課税標準額が6分の1に軽減されます。また、200㎡を超える部分については（家屋の床面積の10倍まで）、課税標準額が3分の1に軽減されます。特例の適用は納付書と一緒に送りしている課税明細書でご確認いただくことができます。

■ お問い合わせ 課税課 ☎ 0297(21)2213